

富良野西中学校父母と先生の会会則

第1条 (名称:事務局)

本会は富良野西中学校父母と先生の会(以下この会)といい、事務局を富良野西中学校(以下本校)内に置く。

第2条 (目的)

この会は次の事項を目的として活動する。

- 1 父母と先生、家庭と学校の連携を密にして、生徒の心身の健全な育成を図る。
- 2 学校教育、家庭教育、社会教育について各々が相互理解のもと、その責任を負い、会員の資質の向上に努める。
- 3 学校の教育的環境の整備・充実に努める。

第3条 (会 員)

この会の会員は次の通りとする。

- 1 本校に在籍する生徒の父母またはこれに代わるもの。
- 2 本校に勤務する教職員(市費職員を除く)

第4条 (会 計)

この会の経費は、総会で決定された会費およびその他の収入をもってあてる。なお、会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

第5条 (役 員)

1 この会の役員は次の通りとする。

- (1) 会 長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 会計監査 2名
- (4) 運営委員 若干名 (5) 学年委員長 各1名
- (6) 事務局長 1名

2 前項の役員は総会によって選出する。

3 役員の仕事は次の通りとする。

ア 会 長 ・会務を統括し、会合を主宰する。また、この会を代表する。

イ 副会長 ・1名は、会計を担当し、1名は総務を担当する。

・会長を補佐し、会長不在の場合は、その仕事を代行する。

・総会において決定した予算に基づいて、会計事務を処理する。また、総会において決算を報告する。

・会員相互の研修・親睦を図る。

・次年度の役員選考委員会を設置する。

ウ 会計監査 ・この会の業務および会計監査に当たる。

エ 運営委員 ・子どもの健康・安全等を図る。

・学校の環境整備等を図る。

オ 学年委員長 ・学年行事の企画、運営を行う。

・PTA行事(バザー等)のお手伝いを図る。

カ 事務局長 ・会務を掌理する。

4 役員の仕事は1年とし、再選を妨げない。なお、役員に欠員が生じたときは役員会で補充し、その仕事は前任者の残任期間とする。

第6条 (特別委員会)

特別な事由により必要と認められる時に設置することができる。設置は役員会によって決定される。仕事終了と同時に解散する。

第7条 (会 議)

会議は次の通りとする。

1 総 会

ア 毎年4月に開かれるが、必要に応じて臨時に開くことができる。

イ 招集は会長が行う。

ウ 定期総会は主に次のことを行う。

・業務の報告と計画

・役員の選出

・予算と決算

・会則の改正

・その他必要な事項

2 役員会

会長・副会長・会計監査・運営委員・学年委員長によって開催され、会務の総合的な運営を協議する。

- 3 運営委員会
会長の了承を受け、必要に応じて運営委員が協力員を募り、子どもの健康・安全や学校の環境整備等に係る企画・運営を行うための会を開くことができる。
- 4 学年委員会
会長の了承を受け、必要に応じて学年委員長が若干名の協力員を募り、学年行事の企画・運営を行うための会を開くことができる。
- 5 決議
議事はいずれも出席者の過半数によって決議する。
- 6 校長は各会議に出席して意見を述べることができる。

第8条 (顧問)
この会に顧問を置くことができる。

第9条 (会則の改正)
この会則は、総会で出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できない。

第10条 (細則・規定)
この会の運営や活動のために必要な細則・規定を役員会が定めることができる。

第11条 (附則)
この会則は、平成08年2月17日より改正実施する。
この会則は、平成31年4月13日より一部改正し実施する。
この会則は、令和3年4月17日より一部改正し実施する。
この会則は、令和4年4月16日より一部改正し実施する。

細 則

第1条 (役員候補推薦委員会)
会則第5条の1の(1)から(5)の役員選出の時は、役員候補推薦委員会を置いて進める。

- 1 構成
会長 副会長 会計監査 運営委員 学年委員長 事務局長
- 2 任 務
ア 総会で役員選出に必要な事務に当たる。
イ 任務終了と同時に役員は解任となる。

第2条 (委員・事務局)
1 事務局長のもと若干名事務局委員を置くことができる。尚、事務局員は会長が委嘱する。
2 教職員会員は全員委員とする。

第3条 (附則)
この細則は、平成08年2月17日より実施する。
この細則は、平成16年2月13日より一部改正し実施する。
この細則は、平成17年4月16日より一部改正し実施する。
この細則は、平成18年4月15日より一部改正し実施する。
この細則は、平成22年4月17日より一部改正し実施する。
この細則は、平成31年4月13日より一部改正し実施する。
この細則は、令和3年4月17日より一部改正し実施する。
この細則は、令和4年4月16日より一部改正し実施する。

慶 弔 規 定

- 1 会員・生徒に次のことがあったときは、本会で慶弔を表す。
 - ・会員生徒死亡のとき
香 料 5,000円
供花料 10,000円
- 2 その他、特別な事情のあるときは役員会で協議する。

この慶弔規定は、平成31年4月13日より一部改正し実施する。

